伊勢市コミュニティバス広告掲載基準

（趣旨）

第１条　　この基準は、伊勢市コミュニティバスに掲載する広告の基準を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条　　次の各号に定めるものは、バスに掲載しない。

（１）　広告表示内容について、法令等、公正取引委員会もしくは各行政機関による指導又は表示に関する公正競争規約等に反するもの

（２）　次のいずれかに該当するもの

ア　　人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの

イ　　法律で禁止されている商品、無許可商品および粗悪品等の不適切な商品またはサービスを提供するもの

ウ　　他を誹謗、中傷、または排斥するもの

エ　　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　　公の選挙または投票の事前運動に該当するもの

カ　　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　　政治、経済、文化、社会その他の諸問題についての主義主張

ク　　非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの

ケ　　個人または法人の名刺広告

コ　　社会的に不適切なもの

サ　　国内世論が大きく分かれているもの

（３）　消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　　誇大な表現（誇大広告）および根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ　　射幸心を著しくあおる表現

ウ　　人材募集広告については、労働基準法その他の関係法令を遵守していないもの

エ　　虚偽の内容を表示するもの

オ　　法令等で認められていない業種、商法または商品

カ　　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　　責任の所在が明確でないもの

ク　　広告の内容が明確でないもの

ケ　　国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

（４）　青少年保護および健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ　暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ　残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力またはわいせつ性を連想させ、または想起させるもの

オ　ギャンブル等を肯定するもの

カ　青少年の人体、精神または教育に有害なもの

（５）　その他、バスに掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（規制業種・事業者）

第３条　次の各号に定める業種または事業者の広告は、掲載しない。

（１）　風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当する業種

（２）　風俗営業類似の業種

（３）　消費者金融

（４）　たばこ

（５）　ギャンブルにかかわるもの

（６）　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

（７）　法律の定めのない医療類似行為を行う施設

（８）　占い、運勢判断に関するもの

（９）　興信所・探偵事務所等

（10）　債権取立て、示談引受け等をうたったもの

（11）　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業務を行うもの

（12）　民事再生法または会社更生法による再生・更生手続中の事業者

（13）　各種法令に違反しているもの

（14）　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

附則

この基準は、平成 19 年４月１日から施行する。